

発行者情報

【表紙】	
【公表書類】	発行者情報
【公表日】	令和5年11月14日
【発行者の名称】	株式会社バルコス (BARCOS Co., Ltd.)
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 山本 敬
【本店の所在の場所】	鳥取県倉吉市河北町1番地 (上記は登記上の本店所在地であり、実際の業務は下記の場所で行っております。)
【最寄りの連絡場所】	鳥取県倉吉市中江48番地の1
【電話番号】	0858-48-1440 (代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員管理部長 佐伯 英樹
【担当 J - A d v i s e r の名称】	フィリップ証券株式会社
【担当 J - A d v i s e r の代表者の役職氏名】	代表取締役社長 永堀 真
【担当 J - A d v i s e r の本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋兜町4番2号
【担当 J - A d v i s e r の財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】	https://www.phillip.co.jp/
【電話番号】	03-3666-2101
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所 TOKYO PRO Market また、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号
【公表されるホームページのアドレス】	株式会社バルコス https://www.barcos.jp/ 株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 3【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時の役員（金融商品取引法（以下「法」という。）61条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第32期 第3四半期 連結累計期間	第33期 第3四半期 連結累計期間	第32期
会計期間	自 令和4年1月1日 至 令和4年9月30日	自 令和5年1月1日 至 令和5年9月30日	自 令和4年1月1日 至 令和4年12月31日
売上高 (千円)	3,018,232	2,622,256	3,769,635
経常利益 (千円)	76,342	8,859	41,441
親会社株主に帰属する四半期(当期)純利益又は親会社株主に帰属する四半期純損失(△) (千円)	14,997	△29,505	3,664
四半期包括利益又は包括利益 (千円)	13,021	△25,573	3,278
純資産額 (千円)	454,229	418,912	444,486
総資産額 (千円)	2,818,312	4,036,176	2,681,603
1株当たり四半期(当期)純利益又は1株当たり四半期純損失(△) (円)	13.16	△25.88	3.21
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	16.1	10.4	16.6

回次	第32期 第3四半期 連結会計期間	第33期 第3四半期 連結会計期間
会計期間	自 令和4年7月1日 至 令和4年9月30日	自 令和5年7月1日 至 令和5年9月30日
1株当たり四半期純損失(△) (円)	△93.15	△28.52

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、発行会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益につきましては、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
3. 第33期第1四半期連結累計期間より、顧客負担の配送費及び手数料について表示方法を変更しており、第32期第3四半期連結累計期間及び第32期連結会計年度についても組替え後の数値を記載しております。詳細については「第6 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 注記事項(追加情報)(表示方法の変更)」に記載しております。

2【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及びその関係会社）が営む事業の内容について重要な変更はありません。

なお、当第3四半期連結会計期間より、事業内容をより適切に表示するため、従来「皮革製品販売事業」としていた報告セグメントの名称を「ライフスタイル提案事業」に、「メディア事業」としていた報告セグメントの名称を「メディアクリエイティブ事業」に変更しております。この変更はセグメント名称の変更であり、セグメント情報に与える影響はありません。

また、主要な関係会社の異動は、以下のとおりであります。

（ライフスタイル提案事業）

第2四半期連結会計期間において、株式の取得により、株式会社BFLAT Holdings及び同社子会社の株式会社BFLATを連結の範囲に含めております。

（メディアクリエイティブ事業）

第2四半期連結会計期間において、株式の取得により、株式会社トリプル・オーを連結の範囲に含めております。

この結果、令和5年9月30日現在では、当社グループは、当社及び子会社8社により構成されることとなりました。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

当第3四半期連結累計期間（令和5年1月1日から令和5年9月30日）における我が国の経済は、令和2年から続く新型コロナウイルス感染症がようやく収束に向かいマスク着用ルールの緩和に伴いアフターコロナに向けた動きが加速しておりますが、長引く円安の影響による物価の高騰や実質賃金の低下等により国内消費に関しては非常に厳しい状況が続いております。

このような状況が長く続く中、グループ各社が努力を重ね、その成果が徐々に定着する形となってきました。その結果として急激な円安に見舞われた昨年の第3四半期に比べると大きく改善しております。以下が各セグメントの具体的な対応になります。

ライフスタイル提案事業

① 媒体効率の精査

計画目標の売上高を重視し売上を拡大するため多くの媒体費をかけた結果、媒体費に対する売上効率が悪化しました。各広告媒体を見直しそれぞれの媒体費の効率を徹底的に検証し、効率が悪くなっている媒体の比重を下げ、効率の良い媒体への見直しをクイックに細かく行い、採算分岐以上の媒体効果を確保ができるようになり、売上が減少しても利益が確保できる体制に変わりました。

② 外注業務の内製化

経費の社外流出を抑え、かつ、経費を削減するため、外部へ委託していた受注業務と出荷業務を内製化いたしました。

③ ダイレクトメール（CRM）の効率化

昨年より本格的に開始した顧客向けダイレクトメール（CRM）では、他社のチラシを同梱することで広告収入を得ることができ、広告収入を拡大するためCRMの部数を増加させた結果、CRMの経費に対する当社の商品売上効率が悪化いたしました。最も効率の良い部数を何度も検証し、最適な部数を発送することでCRMの効率が改善いたしました。

おおよそですが上記で月約60,000千円程度の改善効果があったと推察されます。

当第3四半期連結累計期間では、上記の改善策が浸透してきたこともあり業績が改善してきておりましたが、第二四半期から第三四半期にかけて受注が好調で約1億円程度の受注残が増えました。その結果一時的に業績が悪化しているように見えますが、受注ベースでは予算近くで推移しており、これらの商品につきましても年内には、入荷納品される見込みとなっておりますので、業績予想見込に影響はありません。

また、ライフスタイル提案事業では、ECモールを通じてファッションアイテムの販売を行う「株式会社BFLAT」を連結子会社に加え、更なる事業拡大を目指す体制を整えてまいりました。今後は単なるものづくりの会社からメディアやITを融合し、更にハイレベルな企画力を備えたグループへと進化してまいります。

メディアクリエイティブ事業では、基幹となる既存の女性向けメディアに加え、新たに男性陣にアプローチするため、サッカー情報サイト「Qoly」の事業を譲り受けました。又ハイレベルな映像制作、グラフィック制作を手掛ける「株式会社トリプル・オー」を新たに連結グループに迎え、情報を配信するだけでなく、制作物をグループ内で作成できる体制を設け、さらなるグループ内でのシナジー効果創出を目指します。

不動産事業では、昨年BARCOS RYOKAN 三朝荘をオープンし、より安定的な収益を確保し増収増益となりました。

その結果、当第3四半期連結累計期間の売上高は2,622,256千円（前年同期比13.1%減少）となりました。しかし、第2四半期連結累計期間に実施した企業結合の取得関連費用及びシンジケートロー

ン手数料 92,625 千円、のれん償却額 29,651 千円を計上した結果、営業利益は 1,320 千円（前年同期比 98.4%減少）、経常利益は 8,859 千円（前年同期比 88.4%減少）、親会社株主に帰属する四半期純損失は 29,505 千円（前年同期は親会社株主に帰属する四半期純利益 14,997 千円）となりました。

なお、「第 6 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 注記事項（追加情報）（表示方法の変更）」に記載のとおり、第 1 四半期連結会計期間より表示方法の変更を行っており、経営成績については当該表示方法の変更を反映した組替え後の前第 3 四半期連結累計期間の四半期連結財務諸表の数値を用いて比較しております。

セグメントごとの業績は、次のとおりであります。

なお、当第 3 四半期連結会計期間より、事業内容をより適切に表示するため、従来「皮革製品販売事業」としていた報告セグメントの名称を「ライフスタイル提案事業」に、「メディア事業」としていた報告セグメントの名称を「メディアクリエイティブ事業」に変更しております。この変更はセグメント名称の変更であり、セグメント情報に与える影響はありません。

（ライフスタイル提案事業）

ライフスタイル提案事業の当第 3 四半期連結累計期間の業績は、売上高 2,402,618 千円（前年同期比 15.4%減少）、セグメント利益 177,884 千円（前年同期比 24.5%減少）となりました。

（メディアクリエイティブ事業）

メディアクリエイティブ事業の当第 3 四半期連結累計期間の業績は、売上高 199,279 千円（前年同期比 21.9%増加）、セグメント損失 24,809 千円（前年同期はセグメント利益 59,999 千円）となりました。

（不動産事業）

不動産事業の当第 3 四半期連結累計期間の業績は、売上高 20,358 千円（前年同期比 50.3%増加）、セグメント利益 2,455 千円（前年同期はセグメント損失 13,935 千円）となりました。

2 【対処すべき課題】

令和 5 年 3 月 31 日付の発行者情報公表日後、本四半期発行者情報公表日までにおいて、当社グループの対処すべき課題について、重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

3 【事業等のリスク】

令和 5 年 3 月 31 日付の発行者情報公表日後、本四半期発行者情報公表日までにおいて、本四半期発行者情報に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある新たな事業等のリスクの発生はありません。また、令和 5 年 3 月 31 日に公表した発行者情報に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。当社株式の(株)東京証券取引所が運営を行っております証券市場 TOKYO PRO Market の上場維持の前提となる契約に関し、以下に記載いたします。

<担当 J-Adviser との契約について>

当社は、(株)東京証券取引所が運営を行っております証券市場 TOKYO PRO Market の上場企業です。

当社ではフィリップ証券(株)を令和 2 年 3 月 30 日開催の取締役会において、担当 J-Adviser に指定する事を決議し、令和 2 年 3 月 31 日にフィリップ証券(株)との間で、担当 J-Adviser 契約（以下「当該契約」といいます。）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Market における当社株式の新規上場

及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当 J-Adviser を確保できない場合、当社株式は TOKYO PRO Market から上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下のとおりです。

なお、本発行者情報の公表日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

1. J-Adviser 契約解除に関する条項

当社が次のいずれかに該当する場合には、フィリップ証券㈱は J-Adviser 契約（以下「本契約」という。）を即日無催告解除することができる。

(1) 債務超過

当社がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内に債務超過の状態から脱却しえなかったとき、すなわち債務超過の状態となった事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が当社の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間（以下この項において「猶予期間」という。）において債務超過の状態から脱却しえなかった場合。但し、当社が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合（フィリップ証券㈱が適当と認める場合に限る。）には、2年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して2年を経過する日（猶予期間の最終日の翌日から起算して1年を経過する日が当社の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日後最初に到来する事業年度の末日）までの期間内）に債務超過の状態から脱却しえなかったとき。

なお、フィリップ証券㈱が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度（当社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度）に係る決算の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む。）を公表している当社を対象とし、当社が提出する当該再建計画並びに次の a 及び b に定める書類に基づき行う。

a 次の(a)又は(b)の場合の区分に従い、当該(a)又は(b)に規定する書面

(イ) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

(ロ) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

b 本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

(2) 銀行取引の停止

当社が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実になった旨の報告を書面で受けた場合

(3) 破産手続、再生手続又は更生手続

当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（当社が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、

再生手続又は更生手続を必要と判断した場合)又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったとフィリップ証券㈱が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

- a 当社が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

当社から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

- b 当社が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であつて、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合、当社から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日(事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であるとフィリップ証券㈱が認めた日)

- c 当社が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合(当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の 100 分の 10 に相当する額以上である場合に限る。)

当社から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

- (4) 前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

再建計画とは次の a ないし c の全てに該当するものをいう。

- a 次の(イ)又は(ロ)に定める場合に従い、当該(イ)又は(ロ)に定める事項に該当すること。

(イ) 当社が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること

(ロ) 当社が前号 c に規定する合意を行った場合

当該再建計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

- b 当該再建計画に次の(イ)及び(ロ)に掲げる事項が記載されていること。

(イ) 当該上場有価証券の全部を消却するものでないこと

(ロ) 前 a の(イ)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(ロ)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと

- (5) 事業活動の停止

当社が事業活動を停止した場合(当社及びその連結子会社の事業活動が停止されたとフィリップ証券㈱が認めた場合をいう)又はこれに準ずる状態になった場合。

なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他当社が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合とフィリップ証券㈱が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a 当社が、合併により解散する場合のうち、合併に際して当社の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(イ)又は(ロ)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の 3 日前(休業日を除外する。)の日

- (イ) TOKYO PRO Market の上場株券等
 - (ロ) 上場株券等が、その発行者である当社の合併による解散により上場廃止となる場合 当該合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社（当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る。）が上場申請を行い、速やかに上場される見込みのある株券等
 - b 当社が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、当社から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）
 - c 当社が、a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合（(3) b の規定の適用を受ける場合を除く。）は、当社から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日
- (6) 不適当な合併等
- 甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 非上場会社を子会社化する株式交付、iii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iv 非上場会社からの事業の譲受け、v 会社分割による他の者への事業の承継、vi 他の者への事業の譲渡、vii 非上場会社との業務上の提携、viii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、ix その他非上場会社の吸収合併又はこれら i から viii までと同等の効果をもたらすと認められる行為）を行った場合で、甲が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合。
- (7) 支配株主との取引の健全性の毀損
- 第三者割当により支配株主が異動した場合（当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されているとフィリップ証券㈱が認めるとき
- (8) 有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等の提出遅延
- 当社が提出の義務を有する有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等につき、法令及び上場規程等に定める期間内に提出しなかった場合で、フィリップ証券㈱がその遅延理由が適切でないと判断した場合
- (9) 虚偽記載又は不適正意見等
- 次の a 又は b に該当する場合
- a 当社が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であるとフィリップ証券㈱が認める場合
 - b 当社の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、当社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。以下この b において同じ。）が記載され、かつ、その影響が重大であるとフィリップ証券㈱が認める場合
- (10) 法令違反及び上場規程違反等
- 当社が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合
- (11) 株式事務代行機関への委託
- 当社が株式事務を㈱東京証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合
- (12) 株式の譲渡制限
- 当社が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合
- (13) 完全子会社化
- 当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合

(14) 指定振替機関における取扱い

当社が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

(15) 株主の権利の不当な制限

株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、当社が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っているとしてフィリップ証券(株)が認めた場合でかつ株主及び投資者の利益を侵害するおそれ大きいとフィリップ証券(株)が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとフィリップ証券(株)が認めた場合。

- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）
- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入
- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である当社の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を当社以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が当社に対する買収の実現を困難にする方策であるとフィリップ証券(株)が認めるときは、当社が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）
- d 上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定
- e 上場株券等より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券等より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定
- f 議決権の比率が 300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないとフィリップ証券(株)が認める場合は、この限りでない。
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定

(16) 全部取得

当社が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合

(17) 反社会的勢力の関与

当社が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が TOKYO PRO Market に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したとフィリップ証券(株)が認めるとき

(18) その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、フィリップ証券(株)もしくは(株)東京証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合

2. J-Adviser 契約解除に係る事前催告に関する事項

- (1) 当社又はフィリップ証券(株)のいずれかが、当該契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り 1 ヶ月とする。）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。

- (2) 前項の定めにかかわらず、当社及びフィリップ証券㈱は、合意により本契約期間中いつでも当該契約を解除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、1 ヶ月前に書面で通知することにより当該契約を解除することができる。
- (3) 契約解除する場合、特段の事情のない限りフィリップ証券㈱は、あらかじめ当該契約を解除する旨を㈱東京証券取引所に通知しなければならない。

4 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結等はありません。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

6 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの四半期連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この四半期連結財務諸表の作成にあたりまして、経営者により、一定の会計基準の範囲内で合理的と考えられる見積りが行われている部分があり、資産・負債、収益・費用の金額に反映されております。経営者はこれらの見積りについて過去の実績や現状等を総合的に勘案し合理的に判断しておりますが、見積りには不確実性が伴うため、実際の結果はこれらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

(流動資産)

当第3四半期連結会計期間末における流動資産の残高は、1,981,341千円（前連結会計年度末は、1,770,114千円）となり211,226千円増加しました。現金及び預金が126,944千円、前渡金が44,196千円、それぞれ増加したことが主な要因であります。

(固定資産)

当第3四半期連結会計期間末における固定資産の残高は、2,054,835千円（前連結会計年度末は、911,489千円）となり1,143,346千円増加しました。のれんが1,139,713千円増加したことが主な要因であります。

(流動負債)

当第3四半期連結会計期間末における流動負債の残高は、1,551,020千円（前連結会計年度末は、1,256,637千円）となり294,382千円増加しました。1年内返済予定の長期借入金が164,296千円、支払手形及び買掛金が61,603千円、短期借入金が50,000千円増加したことが主な要因であります。

(固定負債)

当第3四半期連結会計期間末における固定負債の残高は、2,066,243千円（前連結会計年度末は、980,479千円）となり1,085,764千円増加しました。長期借入金が1,081,902千円増加したことが主な要因であります。

(純資産)

当第3四半期連結会計期間末における純資産の残高は、418,912千円（前連結会計年度末は、444,486千円）となり25,573千円減少しました。親会社株主に帰属する四半期純損失が29,505千円となったことにより利益剰余金が減少したことが主な要因であります。

(3) 経営成績の分析

「1 【業績等の概要】」をご参照ください。

(4) キャッシュ・フローの状況の分析

当第3四半期連結累計期間における四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。

第4【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

該当事項はありません。

2【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はありません。

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	当第3四半期連結会計期間末現在発行数(株) (令和5年9月30日)	公表日現在発行数(株) (令和5年11月14日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	4,560,000	3,420,000	1,140,000	1,140,000	東京証券取引所(TOKYO PRO Market)	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	4,560,000	3,420,000	1,140,000	1,140,000	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
令和5年1月1日～ 令和5年9月30日	—	1,140,000	—	30,000	—	22,000

(6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

令和5年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,140,000	11,400	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	1,140,000	—	—
総株主の議決権		11,400	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第6【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、第3四半期連結会計期間(令和5年7月1日から令和5年9月30日まで)及び第3四半期連結累計期間(令和5年1月1日から令和5年9月30日)に係る四半期連結財務諸表について、新月有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (令和4年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (令和5年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	899,399	1,026,343
受取手形及び売掛金	279,890	283,275
商品	483,818	498,269
原材料及び貯蔵品	1,693	3,141
返品資産	3,745	1,708
前渡金	44,509	88,705
その他	57,099	79,932
貸倒引当金	△40	△35
流動資産合計	1,770,114	1,981,341
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	293,947	303,546
機械装置及び運搬具（純額）	3,786	9,347
工具、器具及び備品（純額）	9,846	7,934
土地	314,538	363,972
建設仮勘定	30,074	660
その他（純額）	351	219
有形固定資産合計	652,545	685,680
無形固定資産		
のれん	3,483	1,143,196
その他	20,565	18,813
無形固定資産合計	24,048	1,162,010
投資その他の資産		
投資有価証券	19,931	36,540
長期前払費用	7,856	3,221
繰延税金資産	111,255	74,932
その他	95,853	92,450
投資その他の資産合計	234,896	207,145
固定資産合計	911,489	2,054,835
資産合計	2,681,603	4,036,176

(単位：千円)

	前連結会計年度 (令和4年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (令和5年9月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	7,237	68,841
短期借入金	800,000	850,000
1年内返済予定の長期借入金	206,506	370,802
未払金	180,525	168,549
未払法人税等	22,905	1,225
リース債務	3,517	2,764
賞与引当金	-	9,190
店舗閉鎖損失引当金	3,384	-
返金負債	5,848	2,822
その他	26,713	76,823
流動負債合計	1,256,637	1,551,020
固定負債		
長期借入金	932,943	2,014,845
リース債務	3,857	1,842
繰延税金負債	-	777
退職給付に係る負債	27,574	31,906
資産除去債務	6,510	9,195
その他	9,594	7,676
固定負債合計	980,479	2,066,243
負債合計	2,237,117	3,617,264
純資産の部		
株主資本		
資本金	30,000	30,000
資本剰余金	22,000	22,000
利益剰余金	390,124	360,619
株主資本合計	442,124	412,619
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	2,143	6,196
為替換算調整勘定	218	96
その他の包括利益累計額合計	2,361	6,293
純資産合計	444,486	418,912
負債純資産合計	2,681,603	4,036,176

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 令和4年1月1日 至 令和4年9月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自 令和5年1月1日 至 令和5年9月30日)
売上高	3,018,232	2,622,256
売上原価	841,389	706,867
売上総利益	2,176,843	1,915,389
販売費及び一般管理費	2,092,804	1,914,068
営業利益	84,038	1,320
営業外収益		
受取利息	48	9,683
為替差益	-	28,220
受取配当金	302	328
補助金収入	4,805	1,616
その他	2,573	4,336
営業外収益合計	7,730	44,183
営業外費用		
支払利息	13,914	16,786
為替差損	68	-
シンジケートローン手数料	-	13,000
その他	1,443	6,858
営業外費用合計	15,426	36,644
経常利益	76,342	8,859
特別利益		
固定資産売却益	859	-
特別利益合計	859	-
特別損失		
減損損失	5,407	-
特別損失合計	5,407	-
税金等調整前四半期純利益	71,794	8,859
法人税、住民税及び事業税	42,857	324
法人税等調整額	13,939	38,040
法人税等合計	56,797	38,365
四半期純利益又は四半期純損失(△)	14,997	△29,505
親会社株主に帰属する四半期純利益 又は親会社株主に帰属する四半期純 損失(△)	14,997	△29,505

【四半期連結包括利益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 令和4年1月1日 至 令和4年9月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自 令和5年1月1日 至 令和5年9月30日)
四半期純利益又は四半期純損失(△)	14,997	△29,505
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△1,718	4,053
為替換算調整勘定	△257	△121
その他の包括利益合計	△1,976	3,931
四半期包括利益	13,021	△25,573
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	13,021	△25,573
非支配株主に係る四半期包括利益	-	-

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

(連結の範囲の重要な変更)

第2四半期連結会計期間より、株式の取得に伴い株式会社トリプル・オー、株式会社BFLATHoldings及び同社子会社の株式会社BFLATを連結の範囲に含めております。なお、当該3社のみなし取得日を令和5年6月30日としているため、第2四半期連結会計期間においては貸借対照表のみを連結し、当第3四半期連結会計期間より損益計算書を連結しております。

(会計方針の変更)

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を第1四半期連結会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これにより、投資信託財産が金融商品である投資信託については、市場における取引価格が存在せず、かつ、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がないため、基準価額を時価としております。

なお、当第3四半期連結累計期間において、四半期連結財務諸表に与える影響はありません。

(追加情報)

(表示方法の変更)

(四半期連結損益計算書)

前第3四半期連結累計期間において、「販売費及び一般管理費」から控除していた顧客負担の配送費及び手数料について、外注業務の内製化を進めた結果、事業上の重要性が高まり、より適切に四半期連結財務諸表に表示するため、第1四半期連結累計期間より「売上高」に含めて表示する方法に変更しております。この表示方法の変更を反映させるため、前第3四半期連結累計期間の四半期連結財務諸表の組替を行っております。

この結果、前第3四半期連結累計期間の四半期連結損益計算書において「売上高」、「売上総利益」、「販売費及び一般管理費」はそれぞれ224,680千円増加しておりますが、営業利益に与える影響はありません。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費（のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。）及びのれん償却額は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 令和4年1月1日 至 令和4年9月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自 令和5年1月1日 至 令和5年9月30日)
減価償却費	25,484千円	15,798千円
のれん償却額	653	29,651

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第3四半期連結累計期間(自 令和4年1月1日 至 令和4年9月30日)

1 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報並びに収益の分解情報

(単位：千円)

	報告セグメント				調整額 (注) 1	四半期連結損益 計算書計上額 (注) 2
	ライフスタイル 提案事業	メディア クリエイティブ 事業	不動産 事業	計		
売上高						
バッグ	1,073,595	-	-	1,073,595	-	1,073,595
財布	1,470,836	-	-	1,470,836	-	1,470,836
服飾雑貨	4,038	-	-	4,038	-	4,038
その他	292,723	163,491	-	456,214	-	456,214
顧客との契約から生 じる収益	2,841,194	163,491	-	3,004,685	-	3,004,685
その他の収益	-	-	13,547	13,547	-	13,547
外部顧客への売上高	2,841,194	163,491	13,547	3,018,232	-	3,018,232
セグメント間の内部 売上高又は振替高	-	-	-	-	-	-
計	2,841,194	163,491	13,547	3,018,232	-	3,018,232
セグメント利益 又は損失(△)	235,498	59,999	△13,935	281,562	△197,523	84,038

(注) 1. セグメント利益又は損失(△)の調整額△197,523千円は、セグメント間取引消去18,000千円および報告セグメントに配分していない全社費用△215,523千円であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2. セグメント利益又は損失(△)は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

3. その他の収益は、「リース取引に関する会計基準」の範囲に含まれる不動産賃貸収入であります。

Ⅱ 当第3四半期連結累計期間(自 令和5年1月1日 至 令和5年9月30日)

1 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報並びに収益の分解情報

(単位：千円)

	報告セグメント				調整額 (注) 1	四半期連結損益 計算書計上額 (注) 2
	ライフスタイル 提案事業	メディア クリエイティブ 事業	不動産 事業	計		
売上高						
バッグ	764,682	-	-	764,682	-	764,682
財布	840,569	-	-	840,569	-	840,569
服飾雑貨	316,810	-	-	316,810	-	316,810
その他	480,556	199,279	-	679,835	-	679,835
顧客との契約から生 じる収益	2,402,618	199,279	-	2,601,897	-	2,601,897
その他の収益	-	-	20,358	20,358	-	20,358
外部顧客への売上高	2,402,618	199,279	20,358	2,622,256	-	2,622,256
セグメント間の内部 売上高又は振替高	-	-	-	-	-	-
計	2,402,618	199,279	20,358	2,622,256	-	2,622,256
セグメント利益 又は損失 (△)	177,884	△24,809	2,455	155,530	△154,210	1,320

(注) 1. セグメント利益又は損失 (△) の調整額△154,210千円は、セグメント間取引消去54,000千円および報告セグメントに配分していない全社費用△208,210千円であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2. セグメント利益又は損失 (△) は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。
3. その他の収益は、「リース取引に関する会計基準」の範囲に含まれる不動産賃貸収入であります。
4. 従来、顧客との契約から生じる収益を分解した情報を「バッグ」、「財布」、「その他」に区分しておりましたが、第2四半期連結会計期間において株式会社BFLATHoldingsの株式を取得し連結子会社としたことで、服飾雑貨に係る売上高の重要性が高まったことから、当第3四半期連結会計期間より、上記の区分に変更しております。なお、前第3四半期連結累計期間の顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、当該変更後の区分に基づき作成したものを記載しております。

2. 報告セグメントの変更等に関する事項

第2四半期連結会計期間において株式会社BFLATHoldings及び株式会社トリプル・オーの株式を取得し連結子会社としたことに伴い事業セグメントの整理を行い、当第3四半期連結会計期間より、従来「皮革製品販売事業」としていた報告セグメント名称を「ライフスタイル提案事業」に、「メディア事業」としていた報告セグメント名称を「メディアクリエイティブ事業」に変更しております。報告セグメントの名称変更によるセグメント情報に与える影響はありません。

また、「(追加情報) (表示方法の変更)」に記載のとおり、前第3四半期連結累計期間において、「販売費及び一般管理費」から控除していた顧客負担の配送費及び手数料について、金額的な重要性が増したことから、顧客が負担する配送費及び手数料をより適切に四半期連結財務諸表に表

示するため、第1四半期連結累計期間より「売上高」に含めて表示する方法に変更しております。

前第3四半期連結累計期間のセグメント情報についても組替え後の数値を記載しています。当該変更により、組替え前に比べて「ライフスタイル提案事業」セグメントの「販売費及び一般管理費」と「売上高」はそれぞれ224,680千円増加しており、セグメント損益に与える影響はありません。

3. 報告セグメントの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

メディアクリエイティブ事業セグメントにおいて、第1四半期連結会計期間に株式会社コリーから事業譲受によりのがれんが発生しております。当該事象によるのがれんの増加額は、10,000千円であります。また、第2四半期連結会計期間に株式会社トリプル・オーの株式を取得したことによりのがれんが発生しております。当該事象によるのがれんの増加額は、50,933千円であります。

ライフスタイル提案事業セグメントにおいて、第2四半期連結会計期間に株式会社BFLATHoldingsの株式を取得したことによりのがれんが発生しております。当該事象によるのがれんの増加額は、1,108,986千円であります。

なお、のがれんの金額は取得原価の配分が完了していないため、暫定的に算定された金額であります。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項（セグメント情報等）」に記載のとおりであります。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 令和4年1月1日 至 令和4年9月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自 令和5年1月1日 至 令和5年9月30日)
1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失(△)	13円16銭	△25円88銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益又は親会社株主に帰属する四半期純損失(△)(千円)	14,997	△29,505
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純利益又は親会社株主に帰属する四半期純損失(△)(千円)	14,997	△29,505
普通株式の期中平均株式数(株)	1,140,000	1,140,000

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益につきましては、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

(連結子会社間の吸収合併)

令和5年11月14日開催の取締役会において、当社の完全子会社である株式会社BFLATHoldings及び株式会社BFLATについて、以下のとおり株式会社BFLATを存続会社とする

吸収合併を実施することを決議いたしました。

1. 取引の概要

(1)結合当事企業の名称及びその事業の内容

結合企業の名称	株式会社BFLAT（当社の連結子会社）
事業の内容	ECモールを通じた婦人服、雑貨等の販売
被結合企業の名称	株式会社BFLAT Holdings（当社の連結子会社）
事業の内容	ECモールを通じて婦人服、雑貨等の販売を行う会社の持株会社

(2)企業結合日

令和5年12月31日

(3)企業結合の法的形式

株式会社BFLATを存続会社、株式会社BFLAT Holdingsを消滅会社とする吸収合併

(4)結合後企業の名称

株式会社BFLAT

(5)その他取引の概要に関する事項

当社の連結子会社2社の経営資源を統合して経営の効率化を図り、当社グループの企業価値を向上させることを目的としております。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号平成31年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号平成31年1月16日）に基づき、共通支配下の取引として処理する予定です。

2【その他】

該当事項はありません。

第7【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第二部【特別情報】

第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

令和5年11月14日

株式会社バルコス
取締役会 御中

新月有限責任監査法人
大阪府大阪市
指定有限責任社員
業務執行社員
指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

高橋 正哉

公認会計士

杉本 淳

監査人の結論

当監査法人は、「経理の状況」に掲げられている株式会社バルコスの令和5年1月1日から令和5年12月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（令和5年7月1日から令和5年9月30日まで）及び第3四半期連結累計期間（令和5年1月1日から令和5年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社バルコス及び連結子会社の令和5年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上